

就学援助制度をご存知ですか？

東根市では、小・中学生のお子さんを就学させるにあたり、経済的な援助が必要な世帯に対し、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

援助の限度額（年額）令和3年度

区分	小学校	中学校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費（1年生を除く）	2,270円	2,270円
校外活動費（宿泊を伴わない）	1,600円	2,310円
校外活動費（宿泊を伴う）	3,690円	6,210円
新入学児童生徒学用品費※	51,060円	60,000円
入学準備学用品費	51,060円	60,000円
学校給食費	実費額	実費額
修学旅行費	実費額	実費額
学校保健医療費	医療券（治療券）	医療券（治療券）

※入学前に支給される入学準備学用品費を受けていない場合に限り支給
入学準備学用品費との重複支給はできません。

援助を受けることができる方

◎要保護

- ・保護者が生活保護を受けている世帯

◎準要保護

- ・市民税または個人事業税が非課税、または減免されている世帯
- ・国民年金の掛金が免除されている世帯
- ・国民健康保険税の減免または徴収が猶予されている世帯
- ・児童扶養手当を受給している世帯 ④児童手当ではありません
- ・生活福祉資金による貸付を受けている世帯
- ・生活保護基準をもとに算定し、援助が必要と認められる世帯 など

援助を受けるためには

申請書を学校に提出してください。（申請書は学校にございますので、まずは学校へご相談ください）

※申請は毎年必要です。現在就学援助を受けている方で、次年度も継続を希望される方は2月頃を目途に学校から案内が来ますのでご確認ください。

※入学準備学用品費の申請をした方についても改めて申請書を提出してください。

※年度の途中でも、経済的に援助が必要な状態になった場合は、学校に相談してください。なお申請は随時受け付けますが、認定は申請月の翌月となります。